

総務委員会会議録

1 期 日 平成26年3月13日（木）～14日（金）

2 会 場 第3委員会室

3 開会時刻 13日 午後 0時58分 ～ 午後 4時45分

4 閉会時刻 14日 午前 9時26分 ～ 午後 4時00分

5 出席者	委員長	山崎 恒男	副委員長	雪山 敏行
	委員	堀内 武治	委員	鈴木 正治
	〃	鷺山 喜久	〃	大石 勇
	〃	小沼 秀朗	〃	山本 裕三

（当局側） 市長、総務部長、企画政策部長、企画政策部付参与、危機
管理部長、議会事務局長、水道部長、消防長、南部事務局
長、所管課長

（事務局） 議事調査係 石山尚哲

6 審査事項

- ・議案第 1 号 平成26年度掛川市一般会計予算について
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳入中 所管部分
 - 第1款 議会費
 - 第2款 総務費（第1項32目のうち所管外部分を除く）
 - 第6款 農林水産業費（第1項2目のうち所管部分・第3項2目）
 - 第8款 土木費（第3項4目のうち所管部分・第4項5目のうち所管部分・6目・7目）
 - 第9款 消防費
 - 第12款 公債費
 - 第13款 予備費
 - 歳出中
 - 第2条 債務負担行為
 - 第3条 地方債
 - 第4条 一時借入金
 - 第5条 歳出予算の流用
- ・議案第 5 号 平成26年度掛川市公共用地取得特別会計予算について
- ・議案第 7 号 平成26年度掛川市簡易水道特別会計予算について
- ・議案第11号 平成26年度上西郷財産区特別会計予算について
- ・議案第12号 平成26年度桜木財産区特別会計予算について
- ・議案第13号 平成26年度東山財産区特別会計予算について
- ・議案第14号 平成26年度佐束財産区特別会計予算について
- ・議案第15号 平成26年度掛川市水道事業会計予算について
- ・議案第16号 掛川市税外収入金の延滞金に関する条例の制定について
- ・議案第17号 掛川市住民投票条例の制定について
- ・議案第20号 掛川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- ・議案第21号 掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・議案第22号 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- ・議案第23号 掛川市税条例の一部改正について

- ・議案第24号 掛川市特別会計条例の一部改正について
- ・議案第25号 掛川市部設置条例の一部改正について
- ・議案第26号 掛川市職員定数条例の一部改正について
- ・議案第34号 掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- ・議案第35号 掛川市手数料条例の一部改正について
- ・議案第36号 市長等の給与の特例に関する条例の廃止について
- ・議案第54号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川城）
- ・議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市茶室）
- ・議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市竹の丸）
- ・議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市清水邸）

- ・閉会中継続調査の申し出事項 9項目で了承

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成26年 3月14日

市議会議長 大石 與志登 様

総務委員長 山崎 恒男

7-1 会議の概要

平成26年3月13日（木）午後0時58分から、第3委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局（市長）あいさつ

静岡県職員の不適切な事務処理による大井川広域水道企業団の国庫補助金不交付に係る対応について竹原水道部長より補足報告

3) 付託案件審査

[13:20～16:45]

[13:20～13:28]

①議案第 7 号 平成26年度掛川市簡易水道特別会計予算について 〔水道総務課、説明 13:20～13:26〕

〔質 疑〕なし

○山崎恒男委員長
以上で質疑を終結する。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

①議案第 7 号 平成26年度掛川市簡易水道特別会計予算について 全会一致にて原案とおり可決すべし

[13:28～14:18]

②議案第 15 号 平成26年度掛川市水道事業会計予算について 〔水道総務課、説明 13:28～13:43〕

〔質 疑 13:43～14:18〕

○山本裕三委員
加入金はどういうものか。

●岡本水道総務課長
新築の工事等の際に設置する水道メーターの口径により加入金を納めていただく。

○山本裕三委員
いくらぐらいか、他市にもあるのか。

●岡本水道総務課長
口径13mmで 2万 1,000円、20mmで 3万 1,500円である。他市にも同様の制度がある。

○雪山敏行副委員長
給水件数、給水量がどれくらい減少すると見込んでいるのか。

●岡本水道総務課長
給水件数は毎年若干増えている。平成26年度予算でも 100件ほど増えるの見込んでいる。人口は増えていないため、給水量は増加しないと考えている。平成25年度の決算見込みを平成26年度当初の数字としている。

○雪山敏行副委員長
人口の減少等は予測していないのか、決算見込みをそのまま入れたということなのか。

●岡本水道総務課長

給水量は人口減だけが要因ではなく、景気の動向によるものも大きいので、来年度の見通しとして今年の決算並みとした。

○雪山敏行副委員長

自己水源のものと受水したものの給水原価の比較はできるか。

●竹原水道部長

各配水池で自己水と企業団から受水したものを混せて使っているため自己水の単価は出していない。議員がおっしゃるような数字を出してみたい。

●松井市長

どのくらいの単価差があるのかを調べて報告をしたい。

○小沼秀朗委員

水道代が高い。どこを削ればよいのか考えていると思うが、建設改良事業を削っていくしかないのではないか。

●竹原水道部長

建設改良事業は起債をして世代間の公平を保って進めていく必要がある。建設改良費と起債のバランスを考慮して計画的に、効率的に事業を執行していかなくてはいけないので、そのようにさせていただく。

●中村水道工務課長

市内には50mm以上の管が約 1,000キロある、年間10キロの更新、1%の改修率である。すべてを更新するためには 100年かかる。漏水、赤水の発生の危険性がある。更新を後回しにして大量に漏水などが起こると対処できなくなる可能性もある。施設も定期的な改修が必要である。水を止めないような形を考えているので事前に定期的な改修が必要である。できたら事業費を増やしていただきたいと考えている。

○小沼秀朗委員

いろいろな方とお話をするなかで水道工事は業者にとってありがたい事業であると聞いている。入札の際の金額をしっかりと設定すれば…。限られた予算の中でこの部分しか減らす部分はないと思っている。今後も見守っていきたい。

●松井市長

水道料金が高いのは大井川広域水道企業団、遠くから水を引いてきているから高いのであって、大井川右岸で一番高いのは牧之原で次が菊川、その次が掛川である。水道料金をいかに下げることについては、小沼委員の指摘するようなところもあるのかもしれないが、広域水道企業団が末端の事業まで行いうるようになれば単価が下がるのではないか。今は右岸だけで広域化を図れないかということで働き掛けを行っている。現状では、大井川からの高い水を 9割近く購入しているため、料金を下げることはいえないと思われる。

○堀内武治委員

どれだけ更新事業を行う必要があるのかをはっきり説明していただきたい。

●中村水道工務課長

掛川市の平成25年度末の基幹管路の耐震化率は39.2%、県平均が32.5%、国平均が33.5%であり、7ポイント程度上回っている。基幹管路は配水管の基幹であり、配水池から流出する直接の管であるため、基幹管路が被災した場合にはその末端すべてが給水できなくなる。県内には耐震化率 100%のところもある。これを 100%に整備していくことが必要であると考えている。

浄水場については50%程度の耐震化率しかない。平成26年度原谷、平成30年度原里浄水場の改修を予定している。鉛給水管は平成27年度までに改修を予定している。

鉛給水管については、水質基準が強化されたことにより、これまで敷設されてきた鉛給水管では水質基準にあわなくなることが想定されるため、平成27年度までに改修を行うもので、平成25年度末の進捗率は96%となっている。

配水池の耐震化率は92.7%であり、県の平均は56.3%である。配水池については県下の中でもいいほうであると思う。これは、大井川広域水道企業団からの受水に対応するため昭和60年前後に作られた施設が多いためである。

自己水源の非常用発電機の整備率は平成25年度末で50%の整備率となる。100%の整備率になるよう導入を予定している。平成26年度は原谷浄水場への整備を予定している。

○山崎恒男委員長

進捗率の一覧表を配布していただきたい。

○堀内武治委員

必要な工事はしっかりやっていただきたい。水道がなぜ高いのかの説明をしなくてはいけな

い。自己水源の開発、広域化、広域水道企業団の行政改革などそういう部分については努力をしていかないといけない。水道料金をできるだけ低く抑えているということをPRしていかないと、もともと掛川市は水道料金が高いと言われているが、理由を分からずに言うてくる人も多いので、ぜひ理解してもらうように努力していただきたい。

●松井市長

水道料金が高いというご批判もあるが、市民意識調査によると水道事業に対する評価は高い。いろいろな改革に具体的に取り組むような検討をすすめていきたい。

○鷺山喜久委員

新会計になり 8,000万円の黒字になるとのことだが、平成24年度決算では赤字だった。平成26年度予算が黒字を見込んでいるのは、新会計になったからか。

●岡本水道総務課長

平成24年度の決算は 8,000万円程度の赤字であった。平成25年度についても額は減るものの 5,000万円くらいの赤字を見込んでいる。新会計基準が適用されると黒字になるのは、営業外収益に長期前受金戻入という科目 2億 2,900万円が入ってくることにより黒字になる。支出も各種の引当金の科目が新設され、費用的に増えるものもあるが、それとの差し引きで 8,400万円の黒字となっている。なぜこのようになるかという、固定資産の減価償却の方法が改正されたことによる。補助金等で整備した施設の減価償却については補助金分を除いて減価償却を行うみなし償却という方法があった。補助金分が総事業費の中から減らせるので減価償却費が少なくなる制度だった。費用が少なくなることで収支もよくなった。この制度が新会計基準では使えなくなる。掛川市は補助金部分も含めてフル償却を行ってきたが、今後は、補助金部分も含めてフル償却を行った上で、補助金部分については長期前受金戻入として営業外収益に計上しなくてはいけなくなった。制度が変更されたことにより平成26年度予算から営業外収益に計上をしている。これがより民間の企業会計に近い手法ということで今回より取り入れられている。これによって、黒字化したということである。

○鷺山喜久委員

新会計が市民に与える影響は、有利になるのか。

●岡本水道総務課長

より民間の会計に近くなった。直接市民に影響を与えるものではない。

○山本裕三委員

目別に人件費が別れているのはなぜか。

●岡本水道総務課長

それぞれの担当する業務ごとに予算化をしている。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

②議案第 15 号 平成26年度掛川市水道事業会計予算について
賛成多数にて原案とおり可決すべし

休 憩 14:18～14:27

[14:27～16:45]

①議案第 1 号 平成26年度掛川市一般会計予算について

- ・ 議案第 1 号 平成26年度掛川市一般会計予算について
 - 第 1 条 歳入歳出予算
 - 歳入中 所管部分
 - 歳出中 第 1 款 議会費
 - 第 2 款 総務費（第 1 項32目のうち所管部分）
 - 第 6 款 農林水産業費（第 1 項 2 目のうち所管部分・

		第3項2目)
第8款	土木費	(第3項4目のうち所管部分・第4項5目のうち所管部分・6目・7目)
第9款	消防費	
第12款	公債費	
第13款	予備費	
第2条	債務負担行為	
第3条	地方債	
第4条	一時借入金	
第5条	歳出予算の流用	

歳入第2款 第10款 第11款 第15款 第16款 第18款 第19款 第20款 第21款
 歳出第2款総務費 第12款公債費 第13款予備費
 [財政課、説明 14:27～14:38]

[質 疑 14:38～14:44]

○雪山敏行副委員長

全体的なこととして、歳入面において消費税が上がることの影響を見込んだ予算になっているか。

●山本財政課長

消費税増税の影響について、掛川市全体の推計で歳入では3億5,700万円の増額の見込みで、一番影響が大きいのは地方消費税交付金3億3,300万円の増額になっているがそのうち2億4,700万円が消費税3%引き上げ分で市の歳入が増えてくる部分と推計している。その他に増額となる歳入科目としては、使用料、利用料等の収入関係、歳出が増えることによる国県の支出金の増額も見込んでいる。歳出では工事費・委託料等で3億9,600万円ほどが増額になると推計している。差引すると平成26年度は、およそ3,900万円ほど歳入が欠ける収支になると推計している。

○雪山敏行副委員長

経常経費17億円削減は、26年度予算でどの程度達成できたのか。

●中山企画政策部長

22年度から26年度当初予算までの効果額は6億317万円である。人件費、物件費、補助金、交際費の合計である。

○堀内武治委員

オータムジャンボの交付金の使途は。

●山本財政課長

総務省令で使途が定められている。掛川市においては美術館の運営費に充当している。省令が改正になり26年度以降は地場産品の振興等の経費に充てる予定である。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

第1款 議会費

[議会事務局、説明 14:44～14:46]

[質 疑 14:46～14:50]

○山本裕三委員

HP作成管理委託料はどのような内容か。

●山本議会事務局主幹

会議録データベース検索システムの運用委託費用である。

○鈴木正治委員

議会報告会等をやリ、議会も新しい人が入り活性化している中で、立案能力を持たせるには、

今の人材では少し扱いにくいところがあるので、議会の能力を高めるために人員を増やすことも必要だと思うが、方向性を伺いたい。

●松井市長

県は、議会の調査課等ひじょうに充実している。これから立法活動にも力を入れていただきたいと思っている。議会の中で一定の調査をするスタッフを配置することは必要である。検討させていただく。

○鷺山喜久委員

前年度と比べて 600万円増えているのはどの部分か。

●鈴木事務局長

平成25年度は、改選期により 6月期末手当支給にあたり議員在職期間が 3カ月未満の場合は、30/100であったが、平成26年度は、100/100支給により増額となる。

○山本裕三委員

H P 作成管理委託料は、年間契約か。

●山本議会事務局主幹

年間契約である。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

歳入14款 第15款 第16款 第20款

歳出第2款総務費

〔行政課、説明 14:50～15:00〕

〔質 疑 15:00～15:17〕

○大石 勇委員

副市長の退職手当が計上されているが、どのような考えか。

●松井市長

現在の三役体制はしっかり機能しているのではないかと考えている。

○山本裕三委員

採用試験委託料はどのような内容か。

●大石行政課長

基本料金として、1回目の試験に対し 3万円、2回目が 1万 5,000円。教養試験と専門試験を行っているが、教養試験 1,200円の単価に対し 235人を積算をしている。専門試験20人、これは消防職であるが、1,800円の単価で計算をしている。性格診断検査ということで 1,200円の単価で 200人を計上している。合計67万円程度かかるものが主な内容である。

○山本裕三委員

応募者管理は入っていないのか。

●大石行政課長

応募者は基本的に窓口で願書を提出してもらっている。職員が全て集計している。市長から学校説明会等を積極的に行っていくように指示があった。今後はインターネット等活用した応募の申し込みについても研究していく。

○山本裕三委員

住民投票システム開発委託料は通常の選挙のシステムを活用することはできなかったのか。

●大石行政課長

現在、選挙管理システム、国民投票システムを持っている。今回の住民投票システムも同じような形態を持っているが、単体で持つという開発料になっている。I T 政策課も間に入っている見積計上である。

○鷺山喜久委員

職員の検診は 100%受診しているのか。

●大石行政課長

今日現在 3人が受診していない。23年度、24年度については 100%受診している。

○鷺山喜久委員

福利厚生費が少ないのではないか。

- 大石行政課長
公費負担による福利厚生事業については市民の理解が得られにくいため、職員互助会で対応しているので、この程度の金額の計上となっている。
- 鷺山喜久委員
市長交際費はどこに計上されているのか。
- 山本財政課長
秘書業務費のなかの10節交際費に70万円計上している。
- 堀内武治委員
定年退職と普通退職の違いは。
- 大石行政課長
60歳の定年退職より早く辞めた分については普通退職扱いとなる。過去にはこれ以外に勧奨退職の制度があり、例えば58歳で辞めると概ね 2年間の給料分が退職金に上乗せされていた。これについては、市長より、定年まで目一杯働いてもらうということで、適用していない。要綱はあるが実行するかどうかは任命権者の権限である。
- 堀内武治委員
定年退職と普通退職との条件的な差はないのか。
- 大石行政課長
今具体的な数字は出せないが、定年退職の方が率が高くなっている。 2割増し程度高くなっている。
- 雪山敏行副委員長
人材育成費は増えているのか。
- 大石行政課長
職員一人あたりの研修費は平成23年度は 8,500円程度、平成24年度は 8,975円、平成25年度は 1万 1,299円の見込みである。これについては、袋井市が 2万 392円、浜松市が 1万 3,944円、牧之原市が 1万 2,500円、御前崎市が 1万 6,781円となっている。人材の育成という観点から増額してきている。特別研修、派遣研修も行い人材の充実ということで予算を増やしている。
- 雪山敏行副委員長
今の数字を聞いて市長の感想は。
- 松井市長
中東遠・志太榛原の中心都市になるためには、市の職員の資質が高くてはいけない。研修の予算も増やしていかなくてはいけない。いつも職員に言っているのはオンザジョブトレーニングだと、職員同士が切磋琢磨する、上司が部下を指導する、こういう体制をきっちりととっていきたいと思っている。
- 雪山敏行副委員長
メンタルヘルスの休職者の人数が減っているということだが、退職した職員はいるのか。
- 大石行政課長
平成23年度の休職者 8人のうち 2人退職をしている。それ以外は復帰している。
- 雪山敏行副委員長
公平委員会について 0件とのことだったが、企業団の職員はどういう扱いになるのか。
- 大石行政課長
県の労働委員会が所管する。
- 山崎恒男委員長
以上で質疑を終結する。

休 憩 15 : 17 ~ 15 : 25

歳入第13款 第15款 第16款 第20款

歳出第2款総務費

〔管財課、説明 15:25~15:36〕

〔質 疑 15:36~15:46〕

- 大石 勇委員
市庁舎等管理費の議場カメラ設備のリースは何年契約か。
- 小林管財課長
5年のリース期間である。
- 大石 勇委員
403万円というのは高額ではないか。
- 小林管財課長
カメラとなっているが、カメラの他中継のシステムを含んでいる。
- 山本裕三委員
30年プランとは何か。
- 小林管財課長
掛川区域の地籍調査を30年間で終わらせようということで平成25年度から事業をはじめている。
- 雪山敏行副委員長
公有財産の管理について管財課が行っている範囲はどこまでか。
- 小林管財課長
普通財産は管財課で、行政財産は所管課で管理している。
- 雪山敏行副委員長
公有財産の増減はどこを見れば分かるか。管財課で把握しているのか。
- 小林管財課長
昨年度までで行政財産と普通財産の洗い出しを行った。それに評価額を載せて整理をしている。完全にまとまりきってはいないが、大枠の数字は掴んでいる。
- 小沼秀朗委員
市役所南館の土地の借上料、建物リース料は誰に払っているのか。
- 小林管財課長
土地は個人の方から借りている、建物のリース料は業者に支払っている。
- 小沼秀朗委員
何年使っていて、金額の変更などはあったのか。今後の金額の予定の変更はあるのか。
- 小林管財課長
建物は、平成17年から使用している。10年リースで平成27年 2月に期限が切れる。期間満了後は掛川市に所有権が移り、リース料の支払いはなくなる。土地代については、固定資産税の評価額にあわせた適正な価格で借り上げをさせていただいている。
- 鷲山喜久委員
掛川幼稚園の跡地を民間に売却するとのことだが、どういう業者に委託するのか分からないが、我が党の議員が幼保一元化に反対をした際に、あそこは伝統のある幼稚園だということと言っていたわけだが、由緒ある歴史ある土地を売却するということで、幼稚園の近隣の自治会、住民の皆さんに迷惑がかかるようなことがあってはいけないし、地域住民の意見は十分に反映されているのか。
- 松井市長
地元の瓦町区の皆さんより、瓦町の住民の人口がどんどん減っている。幼稚園跡地を住宅団地化して人口を増やしたいという要望があった。そこで売却して団地化していこうということになった。
- 小林管財課長
地元とは解体以前から教育委員会で解体についての前打合せをさせていただいた。解体後は管財課で地元と調整をしながら、道路を築造する際の考え方、販売にあたっては、戸建ての宅地分譲として公募をすることも含めて地元の要望を聞きながら進めている。
- 廣畑総務部長
先ほどの大石議員の質問で、議場カメラ設備リースの中にはマイクも含んでいる。
- 山崎恒男委員長
以上で質疑を終了する。

歳入第1款 第2款 第13款 第20款
歳出第2款総務費

〔市税課、説明 15:46～15:53〕

〔質 疑 15:53～16:02〕

○堀内武治委員

法人市民税 2.7%増とのことだが、国では景気が回復していると言っているが、現実中小企業にとっては厳しい状況にはかわりがない。法人市民税歳入の見通しはどのような根拠をもとに出されているのか。

●石田市税課長

毎年10月11月ごろに大手法人に対して調査を行っている。調査結果については、各法人が自己の経営成績をあからさまに公表することが難しいということもあり、正確なアンケート結果が出てこず苦勞をしている状況である。国の経済情勢等を勘案しながら、地元の産業構造的な部分も勘案しながら見込んでいる。

○堀内武治委員

戻し税は発生しないということでよいか。かなりよくなるという理解なのか。

●石田市税課長

ある程度の上向きを予想している。予定納税の還付については、これまでの通常ベース7,000万円程度に減額をしている。25年度の当初に予定納税の大きな還付があったが26年度は発生しないと見込んでいる。

○鈴木正治委員

入湯税が前年度に比べて200万円ほど減額になっているのはなぜか。どこかで休業を予定しているのか。

●石田市税課長

入湯客が減少しているのが一番の原因である。リーマンショック以降、毎年4から5%ほど減少している。シートピアが一月ほど休業した影響もあるが、ここ数年減少が続いており、それが主な要因である。

○鈴木正治委員

休業予定がなくてもこれだけ減るのか。

●松井市長

ならここもシートピアも少しずつ入湯客が減少している。その対策を考えている。つま恋については状況は分からないが、つま恋も減っていると思っている。ならここにしても新東名が開通していいと思っていたが、政策的にテコ入れをしていく努力が必要だと考えている。

●石田市税課長

25年度の決算では前年度比6.5%減と見込んでいる。26年度予算では5.2%の減となっている。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

歳入第1款 第13款 第13款 第15款

歳出第2款総務費

〔納税課、説明 16:02～16:10〕

〔質 疑 16:10～16:15〕

○鷺山喜久委員

窓口に行って話をしたことがあるが、机の上に滞納整理強化月間という立て札が置いてあった。ああいうものをいつまでも貼っておいたりするのは、市長の考え方の現れか。そうでなかったら、この委員会が終わったら直ちにとっていただきたい。課長の意見を伺う。

●栗田納税課長

11月、12月が県と共同して徴収を強化するキャンペーンのなかで使ったポスターであり、小さな立て札であるが、引き続き使用しているが、余分なものについては整理させていただきつつ、課の周りについては、引き続きポスターを掲示させていただきたいと考えている。

○鷺山喜久委員

課の周りとは具体的にどのあたりか。

●栗田納税課長

納税課の執務スペースの範囲内について貼らせていただく。

○鈴木正治委員

税金は公平、公正の観点から言うと、滞納があるのは好ましいことではない。最近是人材も増えて成果を上げていると聞いている。皆さんたいへんご苦勞されているのも知っている。民間コールセンターへの委託件数と成果、滞納整理機構への移管件数と成果について伺う。

●栗田納税課長

滞納整理機構については、25年度に15件を移管して、移管した額が 4,600万円余である。2月末時点のデータで、2,200万円、48%まで増えている。

コールセンター業務については、7月から電話催告を始めて、1月末までの実績で、トータルで36,000件を委託して、業者に電話番号を調べてもらい、滞納者に「納付してください」と言ってもらようよう依頼するが、実際には電話番号が見つからなかったり、かからなかったりで、本人と会話できるのは約 1割 3,796件、会話ができて、納付約束がとれたのが 3,241件、そのうち納付に結びついたのが 1,149件あり、金額が 3,041万 1千円である。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

歳入第15款 第16款 第17款 第18款 第20款

歳出第2款総務費

〔企画調整課、説明 16:15～16:26〕

〔質 疑 16:26～16:45〕

○小沼秀朗委員

掛川駅木造駅舎周辺整備完成記念事業費補助金について、4月26日開催ということで後 1カ月ほどしかないが、式典の内容はお城まで動線を延ばすようなものなのか、駅周辺、ロータリー近辺だけなのか。

●鈴木企画調整課長

細かい部分はこれから J R 等と協議をしていくが、昨年 3月に新幹線25周年のイベントを行った。早朝に駅周辺の掃除、サンクン広場で記念式典、合わせて春のお茶祭りや軽トラ市がその日に合わせてできれば賑やかにできるので、駅の周辺からお城までの動線を使ってやっていきたいと考えている。

○小沼秀朗委員

短い時間ではあるが、いい事業になるようにお願いします。

市政10周年記念事業は、エリアでイベントをするのかと思っていたが、生涯学習センターのオペラが記念事業になるという計画か。

●鈴木企画調整課長

企画調整課が所管しているのは、10周年の記念式典、合併当初、5周年と記念式典を行ってきたが、その式典とオペラのフェスティバルである。その他に各課で冠イベントを計画しており、これから各課にどのようなイベントを行うのか照会をかけて、複合的にやっていきたいと考えている。

○山本裕三委員

経済センサス、農林業センサスは市単体で行うものなのか。

●鈴木企画調整課長

どちらも総務省が所管して全国規模で行うものでありどちらも 5年に一度行う。

○大石 勇委員

合併10周年は26年度なのか。27年度ではないのか。

●鈴木企画調整課長

満で言えば27年4月1日で10周年になる、26年度はプレイベント的に行う。

●松井市長

式典は27年 4月 1日にはこだわらない。記念品については、26年度予算で購入する。26年度はプレイベント的に10周年のいろいろな行事を行う。南部の皆さんの元気倍增プランのイベン

トはプレイベントを26年度にやって、27年度に正式にやりたいと考えている。

○雪山敏行副委員長

今回の予算編成に当たって、いろいろな事業を止めて、また新しい事業を入れていると思うが、議員にはどれを止めて、どれが制度拡充されたものなのかがよく分からないので、一覧表で教えていただけると、それで地域に戻って説明をしたい。

●松井市長

担当課に作成を指示した。来年度予算の状況について作業中であるので、できたら議員のみなさんにもお配りをさせていただく。

○雪山敏行副委員長

3月の下旬には地区総会のようなものもたくさんあるので、そういう場で説明ができれば市のPRにもなると考えているので、よろしく願いしたい。

総合計画の策定スケジュールと、どういう形で検討を行っていくかは決まっているのか。

中東遠・志太榛原地区の中心都市としてのビジョンはどのように作っていくのか。

●鈴木企画調整課長

総合計画については当初予算で計画策定経費を計上している。スケジュールとしては、総合計画の審議会、市民委員会を立ち上げ、そのなかで1年をかけて計画を策定していく。

●松井市長

従来は、総合計画を作る際には、それなりの業者にほとんど丸投げをして、1,000万円から3,000万円くらいを出して作成するというのが通例だったので、今度の総合計画については専門家の意見を聞きながら自前で作るよう指示をしている。

中東遠・志太榛原の中心都市としての計画については具体的には入っていない。

○雪山敏行副委員長

総合計画の策定スケジュールは、どのように考えているのか。

●鈴木企画調整課長

26年度一年をかけて作っていく。まずは、審議会、市民委員会のメンバーを選定紙、庁内ワーキング、議会とも意見交換をさせていただきながら、年度末には策定をしたい。

●松井市長

担当課長に早く作れと叱咤しているが、現実には26年度中に完成というのは少し無理がある。改めてスケジュールをしっかりと検討したい。

○雪山敏行副委員長

きちんとしたスケジュールをもって作っていった欲しい。

●松井市長

本造駅舎のイベントにケネディ大使を呼びたいということで交渉をしている。大使が来られない場合にはメッセージを首席領事に読み上げて欲しいとお願いしている。首席領事が来てくれるという感触は持っている。

○鈴木正治委員

駅舎のイベントで呼べなければ、10周年記念で呼べばいいのでは。

●松井市長

あらゆるルートを使っている。

○堀内武治委員

物語がないとダメ。関係ないことに呼ぶのは、10周年だから来いというのはおかしくなる。

●松井市長

首席領事はこちらからのメッセージを理解をした。物語はケネディさんにも伝わっている。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する

○山崎恒男委員長

本日はこれにて延会とする。

延 会 16:45

7-2 会議の概要

平成26年3月14日（金）午前9時26分から、第3委員会室において全委員出席のもと審査再開。

1) 付託案件審査

- ①議案第 7 号
- ②議案第 15 号
- ③議案第 1 号 企画調整課まで質疑終了

以上は3月13日審査済み

水道総務課長より自己水と広域受水の単価比較について説明
水道工務課長より水道施設の整備進捗率について説明

歳入第13款 第15款 第16款 第20款

歳出第2款総務費

〔生涯学習協働推進課、説明 9:30～9:39〕

〔質 疑 9:39～10:00〕

○大石 勇委員

協働によるまちづくり推進費の市民活動推進モデル事業補助金はどのような事業か。

●高川生涯学習協働推進課長

市民活動団体が主体となって実施する事業に対しての財政的な支援である。2つのメニューがあり、団体育成事業としてその団体が実施しようとする事業に対して10万円を限度額として2分の1の補助をする制度。もう一つは、1の団体だけでなく複数の団体や自治会との協働で実施して行う場合には上限を50万円で2分の1の補助としている。

地区を対象としたモデル事業としては、50万円で10分の10の補助で、5地区分を計上している。

○小沼秀朗委員

生涯学習推進費のまちづくり塾の開催費の平成25年度の実績はいくらか。

●高川生涯学習協働推進課長

今年度は271万5千円の見込みとなっている。

○小沼秀朗委員

その中には学士会の運営費は入っているのか。

●高川生涯学習協働推進課長

学士会の運営費は入っていない。

○小沼秀朗委員

今年度は36名の参加者がおり、そのうち6名は市議会議員である。市役所の職員も何名か参加している。1年間参加して感じたのは参加率が悪いということ。各地域のまちづくりリーダーの育成に方向転換していった方がいいのではないかと。

●高川生涯学習協働推進課長

平成22年度に生涯学習協働推進課が担当になって以降はまちづくりのリーダー育成ということの方針としている。協働のまちづくりを推進するにあたって、より一層地域で活躍してくれる人材の育成にシフトしていった方がいいという意見も出ているので、より方向転換、特化した内容とするよう検討をしている。

○山本裕三委員

地域のリーダーとしてということであると、対象年齢がもっと狭い範囲なのではないか。若い方も来ていただくのはいいが、ちゃんと地域に帰って、地域のリーダーになっていただくことが目的であるので、幅広く、狭い年齢層の人を対象にした方がいいのではないかと。現状では年代もバラバラで、参加者が地域に帰ってどのような働きをするのかイメージが湧かないため伺う。

●高川生涯学習協働推進課長

もともとは成人向けの一般教養教育だったものを、まちづくりのリーダー育成にシフトしてきたが、教養教育的な面もなくなったわけではない。ターゲットを絞った講座の開催も必要と考えている。今後は、一般教養的なものとリーダー養成用の複数のメニューを用意して参加される市民の皆さんが選択できるようにしていきたいと考えている。

○山本裕三委員

目的が明確になった方がよいと思う。

○鷺山喜久委員

講師謝礼の目安はいくらぐらいか。

●高川生涯学習協働推進課長

対象人数、対象者により講師料も変わってくる。市民総代会中央集会の講演会で今年度は早稲田大学の北川教授を予定している。一般市民向けのファシリテーターの養成、職員研修を予定している。一番高い方は20万円、低い方は3万円を予定している。

○雪山敏行副委員長

自治会法人化のメリット、デメリットは何か。市の係わりはどうか。

●高川生涯学習協働推進課長

市としては積極的な推進は行っていない。財産を所有することができるのが一番のメリットである。

○雪山敏行副委員長

ルールに基づいた自治会運営は必要である。及び腰にならないように頑張っていただきたい。

●中山企画政策部長

地域の自立、地域分権化に向けできるだけ推進していく方向で考えていく。

○雪山敏行副委員長

市民活動推進モデル事業補助金の交付見込みは。

●高川生涯学習協働推進課長

この予算額は積み上げではなく枠取りである。

○雪山敏行副委員長

補助制度の変更は検討しているのか。

●高川生涯学習協働推進課長

できるだけ活用してもらえるように制度設計の変更を今後検討していく。

○雪山敏行副委員長

住民自治振興費が400万円減になっているのはどこが削減されたのか。

●高川生涯学習協働推進課長

コミュニティ施設整備の補助金が昨年より1件減っている。

○鈴木正治委員

地域環境調整整備費について、平成25年度は補正をしたのか。

地域環境調整整備費、地域からの要望がひじょうに多いがどう考えているか。

●高川生涯学習協働推進課長

3,000万円補正した。

例年1,000件を超える要望が出る。子どもの安全対策のためのものを最優先に考えて優先順位を決めて対応していく。

○鈴木正治委員

今年度も補正対応の検討をお願いします。

●高川生涯学習協働推進課長

市民の要望に応えられるように努力していきたい。

○山本裕三委員

自治総合センターコミュニティ活動事業助成金はどのようなものか。

●高川生涯学習協働推進課長

各自治区から、主にはお祭り関係の備品等の整備で、申請をしていただいて、市をとおして自治総合センターに申請をしていただくものである。

○山本裕三委員

枠があるのか。

●高川生涯学習協働推進課長

例年3件の枠で補助をいただいている。

○山崎恒男委員長
以上で質疑を終了する。

第歳入第13款 第15款 第16款 第18款 第20款
歳出第2款 総務費 第6款農林水産業費第1項2目・第3項2目 第8款土木費第3項4目
所管部分 第4項5目所管部分・6目・7目
〔地域支援課、説明 10:00～10:11〕

〔質 疑 10:11～10:40〕

○小沼秀朗委員

今回、指定管理者が変更になるということでたいへん期待している。掛川城、二の丸茶室、竹の丸の文化財的な価値を教えて欲しい。

●田辺地域支援課長

二の丸茶室は文化財ではない。竹の丸は市の指定文化財である。天守は文化財ではない。

○小沼秀朗委員

市の指定文化財で飲食の提供は可能なのか。

●田辺地域支援課長

大規模な施設の改修はできないが、小規模な機械の設置、暖め等であれば可能である。食事を温めて提供することを現在検討している。

○小沼秀朗委員

食品衛生法などからそこで調理はできないということか。

●田辺地域支援課長

食品衛生法までは関知していないが、指定管理者側ではグランドホテルで作ったものを暖めて出すということを検討していると聞いている。

●前田地域支援課文化振興係長

指定管理の募集にあたっては食品衛生法を含めて関係する法律を遵守するよう伝えている。

○小沼秀朗委員

以前、庭の管理を指定管理者にと言う話を聞いたが、どうなったのか。茶文化振興費は市から支出するのか。

●田辺地域支援課長

茶文化振興費は、茶道連盟に直接委託していたものである。これを管理者の方で管理をしてもらうこととした。

緑化清掃については竹の丸、二の丸茶室についてはこれまでどおり指定管理者に委託する予定である。周辺の蓮池、三の丸広場についても指定管理者に委託する予定である。

○小沼秀朗委員

混在しないように市でチェックを。

●田辺地域支援課長

しっかりとチェックしてやっていく。

○山本裕三委員

果樹公園の収入は果実売り払い収入だけか。

●田辺地域支援課長

入場料等はない。開園時間であれば誰でも自由に散策できる。

○鈴木正治委員

緑の空間整備事業費の中の森づくりを未来につなぐ全国サミット開催負担金について、来年度は、お城の20周年、合併10周年などがあるが、開催時期はいつごろを考えているか。

●田辺地域支援課長

秋の開催を予定している。商工まつり、農業祭などと被らないよう調整したいと考えている。11月28日にサミット、29日にシンポジウムを予定している。サミットは首長、全国から20から30くらいの首長を予定している。29日は市民、企業、森づくりに取り組んでいる団体のイベントにしたいと考えている。

○鈴木正治委員

呼ぶのは首長か、会場は生涯学習センターか。

●田辺地域支援課長

サミットは駅周辺のホテル、シンポジウムは南体育館かシオーネを予定している。

○鈴木正治委員

経済効果を想定しているか。

●田辺地域支援課長

4月から具体的な計画を考えていく。現時点では想定していない。

○雪山敏行委員

開催主体はどこか。

●田辺地域支援課長

NPO法人時の寿の森クラブが中心となって開催する。開催については実行委員会制を考えているため負担金で計上している。

○雪山敏行副委員長

開催費は掛川市だけが負担するのではないということか。

●田辺地域支援課長

1,000万円程度の事業費を予定しているが、半分程度は日本財団からの支援金を予定している。

○雪山敏行副委員長

市が丸抱えではないということか。全体の計画を早めに作る必要がある。

○鷺山喜久委員

公園緑地管理費は減額、森林果樹公園の指定管理の運営委託料は増額となっている、増えているのはなぜか。

●田辺地域支援課長

消費税分の増額である。

○鷺山喜久委員

22世紀の丘公園の施設修理費の増額はなぜか。

●赤堀地域支援課みどり推進係長

プールと風呂の濾過器の中味の交換である。

○山本裕三委員

公園管理費、トイレの改修費はここに入るのか。

●田辺地域支援課長

いたずらが多く、その修繕、既存のものがないところの新設経費である。身障者用対応のトイレを1カ所整備すると1,200万円かかるためなかなか要望どおり整備できない状況である。

○山本裕三委員

トイレ清掃委託料、公園委託管理料はすべての公園が対象なのか。

●田辺地域支援課長

トイレ清掃については174カ所のうちトイレがあるところは、すべてシルバー人材センター等に委託している。個別にボランティアでやっていただけたところもあるが、継続性が難しいため、全面的に委託をしている。

○堀内武治委員

公共交通対策費の中のバス交通対策費について、ここ数年の状況はどうなっているか。

●田辺地域支援課長

全体的に利用者は減少している。8路線の中で、25年度は東山線、居尻線、満水線、南回りは増えている。満水線は22世紀の丘公園の利用者の増加、つま恋のイルミネーション、南回りは新病院の開院の影響で増えている。居尻線については、県道が通行止めだった影響で減っていたものが復旧したことによるものである。栗本線についてはバス通学の児童数が減少したことにより減少している。全体的には減少傾向にある。

○堀内武治委員

路線別の補填額は分かるか。

●田辺地域支援課長

東山線が1,600万円、栗本線が780万円、居尻線が2,600万円、倉真線が1,100万円、桜木線が1,000万円、循環バス北回りが1,300万円、南回りが1,600万円、満水線が500万円である。

○大石 勇委員

補助額は減少傾向なのか。

●田辺地域支援課長

乗客が減れば補助額は増加する。公共交通あり方検討委員会のなかで、収支率が15%以下に

なったらその路線は見直しをするように指示が出ている。15%以下になったら存続自体の検討をする。

○大石 勇委員

利用者数が減っても補助は続けていくということによいか。

●田辺地域支援課長

順番として民間企業の路線バス、これが撤退すると次に市が運営する自主運行バス、こちらも厳しいということであると、担当課としては福祉バス、地域バスに移行していただくよう地元をお願いをする。最終的にはデマンドタクシーということになる。

○山崎恒男委員長

掛川城管理運営委託費のうち、掛川城、二の丸茶室、竹の丸のそれぞれの管理委託料がどれくらいかが分かる資料を提示していただきたい。

○雪山敏行副委員長

包括計上なのに細々したものを記載する必要があるのか。

●中山企画政策部長

資料を提出させていただく。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

歳入第15款 第16款 第20款

歳出第2款総務費

〔IT政策課、説明 10:41～10:52〕

〔質 疑 10:52～11:00〕

○鷺山喜久委員

歳入の総務費国庫補助金の番号制度構築システム整備費補助金 3,388万 5千円に対して、支出がシステム開発委託料が 5,260万円であるが歳入が足りないのではないのか。

●松浦 IT政策課長

システム開発委託料のうち、マイナンバーの関係の委託料は 3,388万 5千円、子ども子育てシステムの委託料が 466万 9千円、その他のシステムの改築も含め合計で 5,260万円となっている。

○大石 勇委員

ホームページ有料広告掲載料、何社でいくらなのか。

●松浦 IT政策課長

ホームページのトップページの12枠が月 1万円、第 2階層の 6枠が月 2千円となっている。1年契約の更新となっている。

○山本裕三委員

CIOの雇用形態は。

●松浦 IT政策課長

現在、足立区と台東区でCIO補佐官ということで非常勤的な形で登用されている。掛川市には月に 2回程度派遣依頼をする予定。財務会計システムの構築や、マイナンバー制度等の情報システムの構築と情報セキュリティのネットワーク部分での技術支援、職員教育などをお願いすることを考えている。

○山本裕三委員

年間契約なのか。

●松浦 IT政策課長

年間契約を考えている。

○鈴木正治委員

リース料、委託料が多いが、今は業者の言い値になっていると思うがCIOが来ればリース料の削減も見込めるのか。

●松浦 IT政策課長

ITの業界はベンダーロックということで 1つ契約すると、私たちの知識ではわかり得ないところがある。ベンダーとの協議にもCIO補佐官には参加をしていただく予定である。

●中村 I T 政策課主幹

現在も見積りの査定はしているので業者の言い値ではやっていない。ベンダーロック的なものも多少考えられるので、C I O 補佐官に知識を教えていただきながらよりよい仕組みにしていきたい。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

休 憩

1 1 : 0 0 ~ 1 1 : 0 8

歳入第13款 第14款 第15款 第20款

歳出第2款 総務費

〔市民課、説明 11:08～11:13〕

〔質 疑 11:13～11:17〕

○鷺山喜久委員

窓口業務委託料は消費税増税を見込んだ金額か。

●山崎市民課長

増税を見込んだ金額である。

○山崎恒男委員長

パスポートの申請件数は年間何件くらいか。

●鈴木市民課窓口係長

申請は3,210件、交付件数は3,258件である。

○山崎恒男委員長

交付手数料はいくらか。

●鈴木市民課窓口係長

10年が16,000円、12歳以上 5年が11,000円、11歳以下が 5年 6,000円である。

○山崎恒男委員長

そのうち市に入るのはいくらか。

●鈴木市民課窓口係長

権限委譲事務交付金として 364万円を収入に計上している。

○雪山敏行副委員長

証紙の売り払いはどこで行っているのか。

●山崎市民課長

収入印紙は地下の売店で行い、県証紙は出納局で行っている。

○山崎恒男委員長

窓口業務委託によりどれくらい人数が減るのか

●山崎市民課長

正規職員が 3名、非常勤職員が 9名の減員を予定している。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

歳入第14款 第15款 第20款

歳出第2款総務費 第9款消防費

〔危機管理課、説明 11:18～11:29〕

〔質 疑 11:29～11:44〕

○堀内武治委員

交通安全指導員設置費負担金のうち掛川警察署内にいる 5名分の金額はいくらなのか。

●杉山危機管理課長

県内27警察署には 173人が配置されている。掛川警察署の 5人は 1人あたり 483万 6,127円を 5人でかけたものの二分の一を負担金として支払っている。

○堀内武治委員

数年前にあり方について提起をしたことがあるが、警察署内にいる指導員まで市が費用負担するのはおかしいのではないか。防犯対策費の防犯協会負担金の構成は。

●杉山危機管理課長

防犯協会の負担金は、10月 1日現在の人口に49.5円をかけたものになっている。

○堀内武治委員

防犯協会への国や県の支出割合は。

●杉山危機管理課長

詳細は後で資料をお渡しする。

○堀内武治委員

防犯協会の負担のあり方と交通指導員のあり方について議論をしていただく必要があるのではないか。

●栗田危機管理部長

交通指導員については市町村会で要望をして、県と市町で二分の一ずつ負担をして県内27警察署に設置をしている。市町村会で二分の一を負担することとした経過があるが、検討すべきは検討したい。

○堀内武治委員

免許更新の時に市民は協会費も負担している。二重負担ではないか。

○大石 勇委員

原子力立地給付金が前年度と比べて60万減っているのはなぜか、南体育館は大東か大須賀どちらに含まれるのか。

●杉山危機管理課長

中部電力からの交付見込みにより判断している、南体育館は所在地が大須賀地番であるため、給付金の対象外となると思われる。

○山崎恒男委員長

給付の対象は浜岡からの距離ではないのか。

●栗田危機管理部長

交付金は契約のワット数に応じて、大東区域全域が対象である。

○鷺山喜久委員

地震・津波対策整備基金繰入金 1億 200万円の繰り入れ、地震・津波対策整備基金積立金が 7,000万円となっているが26年度末の基金残高はいくらになる見込みか。

●杉山危機管理課長

25年度末で 2億 9,487万 2千円を見込んでいる。

○鷺山喜久委員

各基金の当初と年度末の金額が出ている資料はないか。

●山本財政課長

基金残高については決算書に記載している。

○山本裕三委員

防災ベットがどういうものか各地区に周知をお願いしたい。

○山崎恒男委員長

議員、民生委員などを通じて普及活動を行って欲しい。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

歳入第20款

歳出第2款 総務費

〔出納局、説明 11:47～11:50〕

〔質 疑〕 なし

○山崎恒男委員長
以上で質疑を終了する。

歳出第2款 総務費

〔監査委員事務局、説明 11:50～11:51〕

〔質 疑 11:51～11:54〕

○雪山敏行副委員長

前年度比 500万増は、人件費の増か。

●清水監査委員事務局長

平成25年度予算編成にあたりは、前任局長が定年退職をし、その後任者の人件費は新採職員相当として予算化されていた。平成26年度予算は現職員の人件費になったためである。経費が増えたわけではない。

○堀内武治委員

補助金交付に係る行政監査の対象はどのくらいを考えているか。

●清水監査委員事務局長

これまで補助金については補助額 100万円以上の財政支援団体を年間新規 2組、フォローアップとして 2組を監査しているが、行政監査は少額の補助金も含め、すべてを対象にアンケート調査して、必要に応じて監査委員が担当部署の聴取を行う予定である。現在17部署で約25億 5,000万円の補助金が出ている。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

休 憩 11:55～12:58

歳入第13款 第15款 第20款

第9款 消防費

〔消防総務課、説明 12:58～13:09〕

〔質 疑 13:09～13:17〕

○山本裕三委員

消防力整備事業費の中で、デジタル無線になることによって中東遠消防指令センター運営事務などの事務作業の変化はあるのか。

●白畑消防次長

今使用しているアナログ無線をデジタルに変えるだけなので業務の変更はない。

○山崎恒男委員長

消防費雑入のうち救急業務支弁金 330万について、新東名の事故に対して掛川署の出動実績はあるのか。

●白畑消防次長

救急業務支弁金は今の東名高速道路についてで、去年は 8件、新東名は森分署から出動していて、25年度は火災 2件、救急で29件出動している。

○山崎恒男委員

新東名で掛川市消防署から出動したことはないのか。

●白畑消防次長

実績はないが、色々と重なった場合は優先順位で 3番目に西分署から出動することになっている。

○小沼秀朗委員

機能別消防団は団員報酬はないが、退職報償金があり、出動手当金もあるということでしょうか。

- 白畑消防長
機能別消防団の団員報酬だけがない。それ以外はすべて通常の団員と同じ処遇になっている。
- 小沼秀朗委員
公務災害の際は、福祉共済掛金から補償されるのか。
- 白畑消防次長
通常は公務災害補償で療養費などは出るが、重症や命を落とした場合や長く療養が必要だと福祉共済から見舞金等の手当が出るので、合わせて掛金を掛けている
- 小沼秀朗委員
機能別消防団でも公務災害の補償はあるということですか。
- 白畑消防次長
その通りである。
- 雪山敏行副委員長
新署舎用地の土地の問題は大丈夫か。
- 白畑消防次長
既に解体作業に着手したので、年度内には掛川市に引き渡しとなる。登記は若干遅れる場合もある。
- 山本裕三委員
デジタル化するメリットは、通信状態が変わるのか
- 白畑消防次長
大きなメリットは、音声だけでなく文字データの送信が可能になる。受令の相手を特定できる。車両に搭載しているナビのようなものをフォーマ回線で本部と接続しているが大震災で回線がシャットアウトした時に、デジタル無線によりデータ送信が可能となる。
- 山崎恒男委員長
以上で質疑を終結する。

〔討 論〕

- 鷺山喜久委員
反対の立場から討論する。国民総背番号制を導入して国民一人一人がよくなるわけではなく、プライバシーも個人の秘密もなく丸裸にされてしまうので、その点は承服しかねるので反対討論とする。良い点もあるがそれは本会議で述べさせていただく。

〔採 決〕

**③議案第 1 号 平成26年度掛川市一般会計予算について
賛成多数にて原案とおり可決すべし**

[13:18～13:23]

④議案第20号 掛川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

〔消防総務課、説明 13:18～13:20〕

〔質 疑 13:20～13:23〕

- 堀内武治委員
市長部局から消防長に就任するためには資格としては部長でなければいけないということか。課長職ではダメということか。
- 白畑消防次長
部長職 2年以上あった者になる。
- 堀内武治委員
従来の扱いに比べて変更されたのか。
- 白畑消防次長
平成21年に政令改正されており、その基準と変更はない。
- 雪山敏行委員
ある市町村では県警本部から入れていることもあったがこの条例はその道を閉ざすことになるのか。
- 萩田消防長

今回の市町村条例の制定により警察からの出向はなくなると思われる。

- 山崎恒男委員長
以上で質疑を終結する。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

④議案第20号 掛川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
全会一致にて原案とおり可決すべし

[13:23～13:25]

⑤議案第34号 掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
〔消防総務課、説明 13:23～13:25〕

〔質 疑〕 なし

- 山崎恒男委員長
以上で質疑を終結する。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

⑤議案第34号 掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決すべし

[13:26～13:30]

⑥議案第35号 掛川市手数料条例の一部改正について
〔予防課、説明 13:26～13:28〕

〔質 疑 13:28～13:30〕

- 鷺山喜久委員
指定数量の 200倍を超える 4カ所はどこか。
●松井予防課長
ダイトーケミックス株式会社静岡工場に一般取扱所、製造所の 2カ所、株式会社資生堂掛川工場の製造所、トキコテクノ株式会社静岡事業所に一般取扱所の計 4カ所である。

- 山崎恒男委員長
以上で質疑を終結する。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

⑥議案第35号 掛川市手数料条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決すべし

[13:30～13:45]

⑦議案第 5 号 平成26年度掛川市公共用地取得特別会計予算について
〔管財課、説明 13:30～13:35〕

〔質 疑 13:35～13:45〕

○雪山敏行委員

土地開発基金調書の中で一番古いものは何か。

●小林管財課長

一番古いのは旧富田鉄工所跡地で昭和56年 7月国安地内で取得をしたものである。

○雪山敏行副委員長

売れる見込みはないと考えてよいのか。

●小林管財課長

一部工場等に貸し出しをしている。先ほど申し上げた旧富田鉄工場跡地も隣接している工場に貸し出しをしている。購入を依頼しているがなかなか応じてもらえない状況である。遊休状態ではなく、貸し付けているものもある。なかには遊休状態のものもある。

○鷺山喜久委員

預金利子 3万円について、説明の中では基金運用と言っていたが、基金を運用して手数料みたいなものが入ったのか、純粹に考えてどこかに預金をしていてその利息として 3万円が入るのか。

●小林管財課長

定期預金の利息分である。

○堀内武治委員

取得用地の有効活用について、全く活用していないところがあるのではないかと。地元の人が勝手に使っている土地がある。下垂木細谷線用地は活用してないと思うが。

●小林管財課長

都市計画道路の道路用地として購入したが、今は活用していない。

○堀内武治委員

勝手に特定の人が活用していると言う人がいるがどのようにしていくか。

●小林管財課長

適切な管理に努める。

○大石 勇委員

旧大坂保育所跡地は、地域でゴミを出す拠点となっているが、無償で貸してもらえないようにならないか。

●小林管財課長

大坂区へ有償で貸し付けをしている。区が使用する場合は、今後検討をしていく。

○大石 勇委員

ゴミを出す拠点は公平に考えていただきたい。

●松井市長

どのような形態で使っているか精査をして、ゴミを出す場所であるのなら無償での貸し付け検討をしたい。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

⑦議案第 5 号 平成26年度掛川市公共用地取得特別会計予算について
賛成多数にて原案とおり可決すべし

〔13:45～14:10〕

⑧議案第 11 号 平成26年度上西郷財産区特別会計予算について

⑨議案第 12 号 平成26年度桜木財産区特別会計予算について

⑩議案第 13 号 平成26年度東山財産区特別会計予算について

⑪議案第 14 号 平成26年度佐東財産区特別会計予算について

〔行政課、説明 13:45～13:53〕

〔質 疑 13:53～14:10〕

○山本裕三委員

収入的にも自立している財産区の運営をなぜそれぞれの地区でやらないのか。

●大石行政課長

財産区は特別地方公共団体で明治の大合併、昭和の大合併の際に特別に認められた制度である。各財産区の運営は、土地の賃貸収入などで、地域住民の福祉の増進が図られるように各財産区で行っている。

○大石 勇委員

今後も特別会計で処理を行っていくのか、地元で会計処理を行うことはできないのか。

●大石行政課長

法律的に地方自治法で定められている地方公共団体である。土地、建物、財産がなくなれば自然消滅という届出をもって消滅することができる。ただし合併の特例で既得権があるので、今のところは法律の改正がない限りは我々が手を出すことはできない。

○雪山敏行委員

財産の時価評価はどこかに出るのか。

●大石行政課長

時価評価はとくにしていない。

○山崎恒男委員長

地元で運営している財産区もある。市が予算審議しているところも財産区独自で運営できるように変更することは可能か。

●村木行政課行政係長

板沢、上内田四区、南郷、倉真の財産区には財産区議会があり議員は選挙で選ばれる。各財産区議会で予算の議決を行う。財産区管理会については市議会で議決を行う。管理会は地方自治法が昭和29年に改正され設置できるようになった。それ以後については管理会制の財産区が設置されている。移行については、県知事の提案で財産区議会を設置することは可能である。管理会制への移行は市の条例に基づいてできる。

○山崎恒男委員長

地元でなんとかできるものならと思うが、知事の提案というのはどういうことか。

●村木行政課行政係長

市と財産区の利害が一致せず、市議会をして公平に議決がされない場合に県が財産区の意思決定機関として財産区議会の設置を認める。要件がなければ設置は難しい。

○山崎恒男委員長

市の条例を新たに作るのか。

●村木行政課行政係長

新たに管理会制の財産区を設置する場合には、条例を制定する必要がある。

財産区議会は、知事の提案に基づいて制定をする。

●松井市長

4つの財産区について内部で検討をすすめていきたい。

○山崎恒男委員長

今後について、考えたほうがいいと思われる。

○堀内武治委員

桜木財産区の持っている森林の価値が下がっている、財産区を解散して市へ寄付するという話もあった。地元で反対もあったので 1軒 100円を支払って維持している。地元の意向が大きいので、こういった形で維持するか一方的には処理できないのではないか。

●廣畑総務部長

平成20年頃、地元で合意がとれなかったため存続になった。粟ヶ岳にあった粟本財産区は解散して市有地になっている。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

- ⑧ 議案第 11 号 平成26年度上西郷財産区特別会計予算について
 - ⑨ 議案第 12 号 平成26年度桜木財産区特別会計予算について
 - ⑩ 議案第 13 号 平成26年度東山財産区特別会計予算について
 - ⑪ 議案第 14 号 平成26年度佐束財産区特別会計予算について
- 全会一致にて原案とおり可決すべし

〔14:11～14:14〕

- ⑫議案第 21 号 掛川市特別職の職員で非常勤職員のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

〔行政課、説明 14:11～14:14〕

〔質 疑〕 なし

- 山崎恒男委員長
以上で質疑を終結する。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

- ⑫議案第 21 号 掛川市特別職の職員で非常勤職員のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決すべし

〔14:15～14:16〕

- ⑬議案第 22 号 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

〔行政課、説明 14:15～14:16〕

〔質 疑〕 なし

- 山崎恒男委員長
以上で質疑を終結する。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

- ⑬議案第 22 号 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決すべし

〔14:17～14:18〕

- ⑭議案第 36 号 市長等の給与の特例に関する条例の廃止について

〔行政課、説明 14:17～14:17〕

〔質 疑〕 なし

- 山崎恒男委員長
以上で質疑を終結する。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

⑭議案第 36 号 市長等の給与の特例に関する条例の廃止について
全会一致にて原案とおり可決すべし

〔14:18～14:30〕

⑮議案第 16 号 掛川市税外収入金の延滞金に関する条例の制定について
〔納税課、説明 14:18～14:30〕

〔質 疑〕 なし

○山崎恒男委員長
以上で質疑を終結する。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

⑮ 議案第 16 号 掛川市税外収入金の延滞金に関する条例の制定について
全会一致にて原案とおり可決すべし

〔14:31～14:33〕

⑯議案第 23 号 掛川市税条例の一部改正について
〔市税課、説明 14:31～14:33〕

〔質 疑〕 なし

○山崎恒男委員長
以上で質疑を終結する。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

⑯ 議案第 23 号 掛川市税条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決すべし

〔14:33～14:35〕

⑰議案第 24 号 掛川市特別会計条例の一部改正について
〔財政課、説明 14:33～14:34〕

〔質 疑〕 なし

○山崎恒男委員長
以上で質疑を終結する。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

⑰ 議案第 24 号 掛川市特別会計条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決すべし

〔14:35～15:11〕

⑱議案第 17 号 掛川市住民投票条例の制定について

〔企画調整課、説明 14:35～14:45〕

〔質 疑 14:45～15:11〕

○堀内武治委員

第4条第3項について、この条例は常設型の住民投票条例であるので、市長はあらかじめ市議会の意見を聞かなくてはならないとはどういう意味か、単に議会の意見を聴くという意味なのか、意見を尊重するというように理解する場合もある。しっかり分かるようにしておかなくてはいけないのではないか。

●鈴木企画調整課長

協働のまちづくり特別委員会の議論の中で、市長が単独で発議できるが、暴走することがあってはならないということでこのような文言を盛り込んだ。協議をするということではない。

○堀内武治委員

条例を読んだ場合には、市長はあらかじめ市議会の意見を聴かなければならないという言い回しでは、それは前提条件で、意見を聞くという意味は、議会の意見を尊重するという解釈をされる可能性もある。条例運用について、どう保証するのか。10年後にこの問題が出てきた時に、そういう風に捉えられる可能性がある。条例案文として言っているのである。課長が言うように議論の中では暴走があってはいけないというのは個別の問題で、条例の問題ではない。解釈の仕方を保証しておかないと、まったく知らない人が、市長はあらかじめ市議会の意見を聴かなければならないとなると、市長が議会と反対の事をするのではないかと突っ込まれる恐れがある。条例制定時の意思を運用に反映させなければいけないのではないか。

●松井市長

市長はあらかじめ市議会の意見を聴かなければならないことについて、議会の意見に対して市長が拘束を受けるものではないと逐条解説に謳っている。

●中山企画政策部長

逐条解説では「運用に際しては二代表制の趣旨を考慮し、市長は自ら発議しようとするときは、事前にすみやかに市議会に報告すること」と書いてある。

●松井市長

特別委員会の中の議論でそのようなことになった。条文はこういう形の方がいいのではないか、特別委員会側の話もあってこうしたが、逐条解説では報告をすることになっている。市長はあらかじめ市議会の意見を聴かなければならないということについては、議会の意見に対して市長が拘束を受けるものではない。

○堀内武治委員

逐条解説の中に記載されている報告をするという意味だと理解している、常設型に決めた時に基本はそうなるはずであるので、条文の中には出てこないが逐条解説をきちんとセットして、問題が起きないように運用をしてもらいたい。

○雪山敏行副委員長

議会と市長のバランス論で協議という言葉が入ったと思う。市長が発議した場合は、何にも審査せずに住民投票できる。議会が発議した場合は、市長の判断が加わる。そのところをどのように但し書きで表現するかだと思っている。

●松井市長

議会が発議した時、市民が発議した時、あわせて一定の前提基準に基づいていれば、市長の裁量の問題ではない。前提条件にあえば住民投票の対象となる。議会も前提条件に合っていれば、どこかの国をどうするかというような極端なものの場合には、判断させてもらうが、あくまでも前提条件の要件を満たさなければ、住民投票の対象にならない。前提条件について、特別委員会の中で議論しながら制定をした。

○堀内武治委員

最終条文として、逐条運用解説が書かれていることを確認したので、保証していく立場にたって了解していくことにする。

○雪山敏行副委員長

条文にあるように、きちっと協議なら協議という形で、報告というまやかしの言葉はやめた方がいい。

○堀内武治委員

それは違う。ここで議論をしてもしょうがない。

○山崎恒男委員長

逐条解説の中には入っていないが、市長発議の時には全員協議会で報告するというものではなかったか。

●中山企画政策部長

想定としては全員協議会を想定していると言った。

○山崎恒男委員長

本文はともかくとしてそこへ具体的に入れてしまえば、理解されるのではないか。

●中山企画政策部長

雪山委員から協議という言葉があったが、議論があったが最終的には報告という形に落ち着いた。

●松井市長

協議と言う話もあるが三者が発議ができる前提にしているので、協議をしてどうこうということは考えていない。全員協議会で意見を聞くということで、条文は意見を聴かなければならないとした。全協を開いて説明するというので、協議は考えていない。

○雪山敏行副委員長

特別委員会で了解はしているのか、協議で納得が得られているのか。

○堀内武治委員

協議する状況になっては困るので、逐条解説をしっかりと作って欲しい。元に戻して議論しようとは思っていない。

○山崎恒男委員長

逐条解説で明確に全員協議会に報告するということを明記すればいいのではないか。協議となると議論することに戻ってしまうので、特別委員会としては了解を得ている。

○雪山敏行副委員長

住民意向把握は様々な方法がある。アンケート、対話集会等の方法があり、直接住民投票にいつてしまうようなことではなく、前段のものをどのように取り扱っていくのか。市長は住民投票へ持っていくことも考えられる。

●松井市長

住民投票条例は前提条件のハードルがきわめて高い。すぐこれが表にできることはありえない。掛川市行政がいろいろな意見を聞く時に、市民意識調査、中央集会、地区集会など、いろいろな媒体、ツールで意見を聞いて行政運営している。しかし、大きな対立意見がある場合には、ある時には市長が、議会が、住民が住民投票条例で最終的な意思確認手段とする。

○雪山敏行副委員長

その言葉、市長が答弁したと、きちっと議事録にしておいてもらえれば結構である。

投票の有資格者について、2条に関連することだが、市の意思として明確に表明することと関連するが、外国人が特異な意見を持っている場合があると思うが、その想定はないのか。

●鈴木企画調整課長

対象事項としては、大きな対立意見がある時に大方の意見が終了し、全市的に賛成や反対の意見が均衡したときに、初めて住民投票として最終的に市民の意思を確認する手段であるので、ある特定の個別事案は最初の対象事項に照らし合わせて、条件が整わなければ、住民投票は行われない。対象でない事項も定めてある。前提条件としては、市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事項、住民の間又は住民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる事項、住民に直接その意思を確認する必要がある事項、この三段階で全市的に意見を確認する必要がある場合としているので、住民投票にそぐわないものは載ってこないことになる。

●松井市長

竹島をどうしたいというような外交の問題は住民投票条例の対象にならない。

○雪山敏行副委員長

但し書きの解釈の問題だと思うが、第2条第2項に、市の意思として明確に表明することと除くとあるが、そういうものは対象にならないと明言していただきたい。

●鈴木企画調整課長

逐条解説の中に詳しく対象とか対象外を掲載する。市の権限に属さないものについては対象外が基本である。

○雪山敏行副委員長

逐条解説は後で出すのか。解釈も含めて条例の中でやるものではないのか。

●鈴木企画調整課長

条例とあわせて逐条解説も出すことになる。

●松井市長

最終的には議決をいただくという前提をしているので、条例文についてはこのような形で、逐条解説については、いただいた意見を入れる、全員協議会で報告するというような文言の入れ替えはあり得ると考えている。逐条解説まで含めて全て通そうとは思っていない。ただし条文については、このようにお願いしたい。本来は逐条解説も一緒に配布して説明したほうがよいが、特別委員会で練ってきた話であるので資料提出は行わなかったが、逐条解説を24日の採決までには提出する予定である。

○堀内武治委員

特別委員会で審議した結果を受けているので、それを前提に発言している。報告内容どおりきちっと確保されるように運用してもらいたい、文章が大丈夫かと聞いたのであって、文章を変えようとは思っていない。

○雪山敏行副委員長

報告は聞いている疑義があったので正さしていただいた。

成立要件を設けなかった理由は何か。

●中山企画政策部長

成立要件についてもいろいろと議論があったが、住民投票を行うにしても税金を使うので、ある程度の率にいかなかった場合は、公表しない方が良いという意見もあった。しかし、結果を公表して、その結果を見ながら、投票率が低くても判断してもらうということで、意見が一致した。

○雪山敏行副委員長

あまりに低い投票率だった場合に尊重規定があるのは問題ではないか。

●松井市長

住民投票全体の結果を判断して尊重するという言い方は、極めて1%などの低い投票率も勘案して尊重していく。1%しか投票率が無く、その9割が丸だった場合に、それを尊重しなければならないという意味ではない。投票率が低ければ、それも尊重するということである。

○雪山敏行副委員長

投票率も勘案して、市長が意見を述べるということでもいいか。

●松井市長

そうである。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

⑮ 議案第 17 号 掛川市住民投票条例の制定について
全会一致にて原案とおり可決すべし

[15:12～15:15]

⑲議案第 25 号 掛川市部設置条例の一部改正について

〔企画調整課、説明 15:12～15:14〕

〔質 疑〕なし

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

⑲ 議案第 25 号 掛川市部設置条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決すべし

[15:15～15:22]

②⑩議案第 26 号 掛川市職員定数条例の一部改正について

〔企画調整課、説明 15:15～15:16〕

〔質 疑 15:16～15:22〕

○鷺山喜久委員

改正前と比べ 8名減員となっているが、その理由は。

●鈴木企画調整課長

採用職員が16名、退職職員が24名でありその差である。

●松井市長

定数は組織の編成に合わせて職員数の上限を定めるものである。今回は 630名の人間の動きについては退職するとか新規採用するとかで定数を満たすような形で配置を行うが、定数そのものは組織を編成替えをして、この部署には何人必要かということ、こども希望部を創設したこともあり、何人必要なのかということを決めるのが定数で、今回条例を改正してその定数に人数をあわせるということである。

○鷺山喜久委員

納得しかねる。定数が少なくなるということではないか。

●鈴木企画調整課長

結果的にはそうなる。

○雪山敏行副委員長

(2)以降の略しているところは何か、(4)から(9)には何が入るのか。掛川市が支弁する職員の総数というのはどこかに出てくるのではないのか。

●鈴木企画調整課長

(2)は議会事務局の職員である。(4)から(9)については選挙管理委員会の事務局の職員、監査委員事務局の職員などが入る。全部の定数でいくと改正後は 778人になる。

○山崎恒男委員長

(1)と(3)で 8名減ということか。

●鈴木企画調整課長

そのとおりである。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

②⑩ 議案第 26 号 掛川市職員定数条例の一部改正について

賛成多数にて原案とおり可決すべし

[15:23～15:51]

②⑪議案第 54 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川城）

②⑫議案第 55 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市茶室）

②⑬議案第 56 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市竹の丸）

〔地域支援課、説明 15:23～15:25〕

〔質 疑 15:25～15:50〕

○鷺山喜久委員

山下智司さんはどういう方か。

●田辺地域支援課長

浜松市に本社がある呉竹荘の社長である。

○鷺山喜久委員

掛川市民の募金によってできた天守、国の重要文化財である御殿は市民の貴重な財産である。以前は所管が教育委員会であり、教育委員会の考えもあったと思うが入館者数が低下してきたこともあり、これではいかんということで呉竹荘が事業をしていくことになったと思う。掛川市民の財産を一企業の利益のために使うというのはいかがか。振興策を考え抜いた上にされた決断であるのか。指定管理の期間が10年間というのはどうか、いろいろな問題が全国で出ている。呉竹さんをお願いをして成功する保証はない。

●田辺地域支援課長

天守ができて20年の間、様々な努力を行ってきた。今の時代の中で公共施設の管理方法が見直されてきた。中心市街地の空洞化も見直す原因となった。我々が管理経費として見積もると2,600万円くらいかかる見込みのところ、今回呉竹さんはここだけで利益を上げることは考えていない。掛川城、茶室、竹の丸を管理することは企業のステータスになる。呉竹さんは沼津の御用邸も管理している。浜松城は遠鉄グループが管理している。企業がこういった施設を管理するのはそこから利益を上げるということではなく、そこを利用しながら会社としての大きさを高めていくということがうかがえた。沼津も、浜松も、なんら変わりなく運営されている。担当課長としては100%大丈夫だとは思っていない。ただ、今の時代の中で公共施設をいかに管理するべきか、行革審からも後押しをされている。皆さんが出していただいたお金で建てたお城だからこそ、一人でも多くのお客を呼びたいというのが第一義である。2,600万円かかっても利用が増えるならいいと判断をしたが、今回は1,200万円の管理料で受けていただけのことになった。これはたいへんありがたいことだと思っている。

○鷺山喜久委員

掛川城条例の第2条に設置の目的が書かれている。掛川城の歴史文化的な価値を検証し、もって市民文化の発展に寄与するために掛川城を設置する、とある。呉竹荘によって掛川市の文化の水準が上がるのか。

○堀内武治委員

管理団体が提案した内容は魅力的であったが、提案内容について内容をかえざるを得ないということになった時にはどうするのか。市民にとってサービスの低下などの抜本的な問題が発生した場合はどうするのか。

●田辺地域支援課長

提案については、年間の事業計画を実施計画として出していただいている。提案とかけ離れたものがないかチェックする。毎月管理運営報告をしてもらい、1年経過後にまとめて報告をもらう。サービスが低下した場合、著しく管理運営が損なわれた場合には、会社と協議を行う。

○堀内武治委員

プロポーザルで提案された数値目標、入場者数、委託費が実行できなかった場合にはどうするのか。

●田辺地域支援課長

なった場合には、契約の変更、解除もあり得る。

○堀内武治委員

3年後に委託料ゼロができなくなった場合どうするのか。

●中山企画政策部長

実行できない場合は解約もありうる。契約条項にしっかり盛り込む。担保するためには契約の条項にきちんと盛り込んでいく。

○堀内武治委員

契約内容をきちんと保証するようにしないといけない。

○雪山敏行副委員長

契約書の案文を委員会に提出していただければ、納得できる。

●田辺地域支援課長

契約内容は、募集要綱の仕様書に基づいている。

●松井市長

おっしゃるとおりである。契約した段階で議会に示すようにしたい。

○堀内武治委員

3年後に委託料ゼロにして赤字でもやってもらうような契約にしないといけない。3年後に赤字だからといって返上されてもしょうがない。

●田辺地域支援課長

提案どおりに契約させていただく。

○小沼秀朗委員

天守と御殿は飲食のサービスは禁止しているのか。

●田辺地域支援課長

御殿は火気を使うものはできない。仕出しの提供はできる。仕様書に禁止事項が記載されている。文化庁の許可のない施設の改変は禁止している。竹の丸は市教育委員会の許可のない施設の改変は禁止している。

○小沼秀朗委員

国の重要文化財で飲食をするのはいかがか。竹の丸や茶室があるのであれば、そちらに特化すればいい話で、市民にそこまでルーズになったのかと意見が上がってもいけないのである程度ルール、契約を交わした方がよいのではないか。

●松井市長

既に御殿では呈茶会を開いている。お酒が入るようなものはどうかと思うが、結婚式のようなものであればできるだけあの建物を活用してもらいたい。ただし極端なものは禁止する。文化庁で認められる範囲内で常識的な範囲すすめていく。ただ、ひたすら保存すればいいというものではない。多くの人に見てもらい使ってもらいと考えているのでご理解をいただきたい。

○小沼秀朗委員

御殿で飲酒できるとは思っていなかった。慎重に協議をしていただきたい。ルール作りは、しっかりしていただきたい。

●松井市長

結婚式の際の三三九度ぐらいのものは許可するという方向でいきたい。いろいろな意見が私のところにも来ている。極端に心配することはない。契約した段階で委員の皆様にもお示しをしたいと思っている。

○山崎恒男委員長

文化財の中で飲み食いは想定していなかった。慎重に運用していただきたい。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕

○鷺山喜久委員

反対討論

市長は協働のまちづくりをしきりに言われているが、そういう中で管理を呉竹さんというのではなくて、善良な掛川市民の皆さんがボランティアで、市と協働して運営管理をしていくということも 1点あったのではないかと思います。意見を述べて討論とさせていただく。

〔採 決〕

- ①議案第 54 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川城）
 - ②議案第 55 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市茶室）
 - ③議案第 56 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市竹の丸）
- 賛成多数にて原案とおり可決すべし

〔15:51～15:52〕

④議案第 57 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市清水邸）

〔地域支援課、説明 15:51～15:51〕

〔質 疑〕 なし

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

④議案第 57 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市清水邸）
全会一致にて原案とおり可決すべし

・ 閉会中継続調査について
9 項目で了承

[15:53～15:53]

○山崎恒男委員長
以上で委員会を終了する。

3) 閉会 （16：00 終了）